

訪問看護リベル 四日市 （介護予防）訪問看護サービス契約書

_____様（以下、「利用者」といいます。）が株式会社リベルケア（以下、「事業者」といいます。）の提供する訪問看護（介護保険法第8条第4項に規定される訪問看護および当該訪問看護と一体的に提供される同法第8条の2第3項に規定される介護予防訪問看護ならびに健康保険法第89条第2項の規定により同法同条第1項の指定があったものとみなされることから当該指定があった者として事業者が提供する同法第88条第1項に規定される訪問看護をいいます。）について、次のとおり契約（以下、「本契約」といいます。）を締結します。

（契約の目的）

- 第1条 本契約は、事業者が利用者に対し、介護保険法等関係法令および管轄行政機関が発行する条例等の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復および生活機能の維持または向上を目指すことを目的として訪問看護サービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて定めます。
- 2 利用者は、訪問看護サービスの提供にあたって、利用者の要介護状態区分および被保険者証に記載された認定審査会の意見に従うものとします。

（契約期間）

- 第2条
- 1 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定（介護予防訪問看護サービスにおいては要支援認定）の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了日の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ利用者の介護給付費支給期間終了後に改めて支給決定された場合、契約は同じ内容で更新されるものとします。

（訪問看護計画）

- 第3条
- 1 事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、利用者の療養上の目標、当該目標を達成するための具体的な訪問看護の内容等を記載した訪問看護計画書（以下「訪問看護計画書」といいます。）を作成します。すでに居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って、訪問看護計画書を作成するものとし、事業者はこの訪問看護計画の内容を利用者またはその家族に説明し、同意を頂きます。
- 2 訪問看護計画については、定期的に見直すほか、必要に応じて見直します。

（訪問看護サービスの内容）

- 第4条
- 1 事業者は、サービス従事者を利用者の居宅に派遣し、第3条に定めた居宅サービス計画に沿って、訪問看護サービスを提供します。
- 2 利用者が提供を受ける訪問看護の内容は別紙「重要事項説明書」に定めたとおりです。事業者は、重要事項説明書に定めた内容について、利用者およびその家族に説明し、訪問看護の提供を受けることにつき利用者の同意を得ることとします。
- 3 事業者は、訪問看護の提供にあたる従業者を派遣し、その利用者が可能な限りその居宅において、その有

する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復および生活機能の維持または向上のための援助を行うものとします。

（サービス提供の記録）

- 第5条
- 1 事業者は、訪問看護実施記録簿を作成し、契約終了後5年間保存します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所において、当該利用者に関する第1項の諸記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項の諸記録の複写物の交付を受けることができます。

（料金）

- 第6条
- 1 利用者は、サービスの対価として重要事項説明書に定める料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細書を添付して、翌月20日までに利用者へ通知します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月27日までに口座引き落としにより支払います。支払日にご指定頂いた金融機関から引き落としができなかった場合については、繰り越して翌月分とともに合算して引き落とし処理をします。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払を受けたときは、利用者へ領収証を発行します。
- 5 利用者は、従業者が居宅においてサービス実施のために使用する水道、ガス、電気、電話等の費用を負担します。

（サービスの中止）

- 第7条
- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供の前日の17時までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者がサービス提供の前日の17時までに通知することなく、サービス利用を中止する場合は、事業者は、利用者に対して重要事項説明書に定める計算方法により料金を請求することができます。

（相談・苦情対応）

- 第8条
- 1 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、この契約に関する利用者の要望、苦情等に対し、利用者の立場に立って、誠実かつ迅速に対応し、改善に努めます。なお、苦情の申立てによって、利用者が不利益な対応を受けることは一切ありません。
- 2 次の事由に該当する場合は、利用者は事業者に対し、改善及び改善結果の報告を求めることができます。
- (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- (2) 事業者が守秘義務に反した場合
- (3) 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

（契約の終了）

- 第9条
- 1 利用者は、事業者に対して、14日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解除す

ることができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。

2 前項の規定にかかわらず、第8条第2項に規定する事由に該当した場合及び事業者が破産した場合は、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

3 事業者は、事業所の廃止・縮小等、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、30日間の予告期間において、理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

4 事業者は、次の事由に該当した場合は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

(1) 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、30日以内に支払われない場合

(2) 利用者またはその家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行った場合

(3) 利用者の居宅介護等についての介護給付費の支給決定が取り消された場合、もしくは介護給付費支給期間終了に伴い介護給付費支給申請を行った結果、不支給となった場合

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

(1) 利用者が施設に入所した場合。ただし、弊社の提携する施設を除く。

(2) 利用者が死亡した場合

(秘密保持)

第10条

1 事業者及びその従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく他の事業者及び第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 前項の規定にかかわらず、サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために、事業者が利用者の個人情報を用いることに、利用者は同意します。

(賠償責任)

第11条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

(緊急時の対処)

第12条 事業者は、現に訪問看護サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な対応を行います。

(身分証携行義務)

第13条 従業者は常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

(連携)

第14条

1 事業者は、訪問看護の提供にあたっては、他の指定訪問看護事業者その他介護支援専門員、地域包括支援センター、その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

2 事業者は、主治の医師に訪問看護計画書および訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図

ります。

(本契約に定めのない事項)

第15条

1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第16条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は事業所の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者（事業者名） 株式会社リベルケア
（住所） 〒170-0013 東京都豊島区東池袋 3-1-1

（代表者名） 代表取締役 川久保 次朗 印

利用者（住所）

（氏名） 印

（代理人または立会人等）
（住所）

（氏名） 印